

行橋市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤 政宏

行橋市条例第25号

行橋市体育施設条例の一部を改正する条例

行橋市体育施設条例（平成17年行橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次の各号で」を「次に」に、「利用料金」を「利用料金（冷房利用料金及び暖房利用料金を除く。）」に改める。

別表4を次のように改める。

別表4（第9条関係）

行橋市武道場利用料金表

（単位：円）

利用区分		利用単位	9時から17時まで	17時から22時まで
競技場	全面利用	1時間	660	990
	1／3面利用		220	330
	1／6面利用		110	170
冷房利用料金		1時間1台	140	
暖房利用料金		1時間1台	110	

備考

- (1) 市外居住者が競技場を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とする。
- (2) 利用時間が1時間に満たない場合であっても、当該時間については、1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。